

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）が経営するCホテル（以下「事業場」という。）において、3階手摺りの塗装作業をしていたところ、脚立から転落し、負傷した。

請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、「閉鎖性外傷性脳内血腫、右胸腰椎横突起骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人は、請求人は会社が経営する事業場に勤務していた労働者であったと主張する。

(2) そこで請求人が労災保険法上の労働者であるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であると解され、労災保険法上の労働者に該当するか否かについては、①使用者の指揮監督下で就労しているか否か、②報酬に労務対償性が認められるか否かについて、その実態に即して判断することとされており、以下、この考え方に則って検討する。

ア 請求人の会社での就労実態について、請求人は、「仕事の内容および遂行については、代表者より直接指示があります。私には基本的に裁量の余地はありません。」と述べているものの、代表者は、「手伝いの内容及び遂行については、私から具体的に指示を行うということはありません。請求人が自分から見つけてくるような感じです。」と述べている。また、労働時間に関して、請求人は、「基本的に、11時から18時もしくは19時まで働いていました。」「仕事を休もうとすると代表者が文句を言います。」「出勤が遅かったらいやみを言われます。」と述べているところ、代表者は、「いつ来ていつ帰るかは特に決まっておらず、私が何時に来てくれなど言ったことはありません。」「出勤時間等も決まっておらず、帰りの時間も決まっていません。」と述べている。

この点、請求人と同様にフロント業務を行っていたEは、「請求人は昼頃に来て夕方頃に帰っていたと思います。自由に動いて色々な事をやっているよ

うでした。」「労働者ではないと思います。代表から指示を細かく受けているようには見えませんでした。」「私の認識では、専門はリフォーム業者で、社長の知人であるために手伝いを行っているものと考えていました。」等と述べている。

また、請求人と代表者の間に雇用契約書等、請求人が労働者であったことを推認させる文書は存在しておらず、さらに、他の労働者には存在するタイムカードが請求人についてはなかったことなどの実態からみると、代表者は請求人を労働者であると認識して指揮命令を行っていたとは判断し得ない。

イ 次に、報酬についてみると、請求人と代表者との間で賃金についての話し合いが行われた事実は認められず、保険代の名目で〇円が請求人に渡されていた事実は認められるものの、これが労務の対価であったことを示す何らの証言・証拠は存在しない。この点、請求人は、5～6回くらい給料の請求をしている旨述べてしているが、代表者は請求があったこと自体を否定しており、また、実態として、請求人が働きだしたと主張する平成〇年〇月以降、請求人が出勤しなくなったとする平成〇年〇月までの〇年〇か月の長期間にわたり、労務の対償と判断し得る額の報酬が請求人に対して支払われたとの事実は確認できない。

ウ 以上の事実からみると、請求人と代表者との関係は極めて特殊であるものの、両者は旧知の間柄であり、ホテルの売却、ホテル内でのカフェの経営などに関する話も行われ、さらに、請求人の「ホテル売却の件の話があった時の説明を含めて、確かに経営に加わるのではないかと期待していた部分があります。」との申述も斟酌すると、決定書に説示するとおり、当審査会としても請求人が代表者に雇用されている労働者であったとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。